工事契約書(案)

- 1. 工 事 名 永平寺キャンパス エネルギーセンター照明器具更新工事
- 2. 契約金額 金 円 (うち取引に係る消費税および地方消費税の額金 円)
- 3. 工 期 契約締結の日から令和8年2月27日
- 4. 工事場所 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 公立大学法人福井県立大学 永平寺キャンパス
- 5. 契約保証金 金 円
 - ※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。
 - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
- 6. 前 払 金 金 円

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公立大学法人福井県立大学工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するために、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 公立大学法人福井県立大学 理事長 窪田 裕行

請負者

公立大学法人福井県立大学工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者および受注者は、契約書(別紙の工事請負契約書をいう。以下同じ。)およびこの約款(以下「契約書等」という。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、契約(契約書記載の工事(以下「工事」という。)の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、工事を工期内に完成し、工事の目的物(以下「工事目的物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設および施工の方法その他工事目的物を 完成するために必要な一切の手段(以下「施工 方法等」という。)について、この約款および 設計図書に特別の定めがない場合には、受注者 は、その責任において工事を施工するものとす る。
- 4 受注者は、契約の履行に関して知り得た秘密 を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、 申出、承諾および解除は、書面により行わなけ ればならない。
- 6 契約の履行に関して発注者と受注者との間 で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書等に定める金銭の支払いに用いる通 貨は、日本円とする。
- 8 契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるとおりとする。
- 9 契約書等および設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号) および商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。
- 10 契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 契約に係る訴訟の管轄裁判所は、日本国における専属的合意による裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合

において、発注者は、契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行う契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事および 発注者の発注に係る第三者の施工する他の工 事が施工上密接に関連する場合において、必要 があるときは、その施工につき、調整を行う。 ただし、第9条の監督職員を置いたときは、当 該職員がこれを行うものとする。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者また は監督職員の調整に従い、当該第三者の行う工 事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表の提出)

- 第3条 受注者は、契約の締結後7日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 工程表は、発注者および受注者を拘束するも のではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、契約の締結と同時に、次の各 号のいずれかに掲げる保証を付さなければな らない。ただし、随意契約により契約を締結す る場合において、受注者が契約を履行しないこ ととなるおそれがないと発注者が認めるとき は、この限りでない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 国債、地方債その他発注者が確実と認める 有価証券の提供
 - (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行その他の発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) 契約による債務の履行を保証する公共工

- 事履行保証証券による保証および当該保証 証券の発注者への寄託
- (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結および当該保険証券の発注者への寄託
- 2 前項各号の保証に係る契約保証金の額、有価 証券の価額、保証金額または保険金額(第4項 において「保証の額」という。)は、請負代金 額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号または第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号または第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 発注者は、請負代金額が増額された場合には、 保証の額が増額後の請負代金額の10分の1 に達するまで、保証の額の増額を受注者に請求 することができ、受注者は、請負代金額が減額 された場合には、保証の額が減額後の請負代金 額の10分の1に達するまで、保証の額の減額 を発注者に請求することができる。ただし、増 額され、または減額された額が、契約における 当初の請負代金額の100分の30を超えない場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、契約により生ずる権利または 義務を第三者に譲渡し、または承継させてはな らない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得 た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物ならびに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の検査に合格したものおよび第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、または抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によって

- もなおこの契約の目的物に係る工事の施工に 必要な資金が不足することを疎明した場合は、 発注者は、特段の理由があるときを除き、受注 者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただ し書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし 書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡 により得た資金をこの契約の目的物に係る工 事の施工以外に使用してはならず、またその使 途を疎明する書類を発注者に提出しなければ ならない。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部もしくはその主た る部分または他の部分から独立してその機能 を発揮する工作物の工事を一括して第三者に 委任し、または請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

- 第7条 受注者は、発注者に対して、下請負人の 商号または名称その他必要な事項(下請負人が いない場合は、その旨)を、工事に着手しよう とするときまでに届け出なければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により届け出た事項を 変更しようとするときは、あらかじめ、発注者 に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、 商標権その他日本国の法令に基づき保護され る第三者の権利(以下「特許権等」という。) の対象となっている工事材料、施工方法等を使 用するときは、その使用に関する一切の責任を 負わなければならない。ただし、発注者がその 工事材料、施工方法等を指定した場合において、 設計図書に特許権等の対象である旨の明示が なく、かつ、受注者がその存在を知らなかった ときは、発注者は、受注者がその使用に関して 要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、そ の氏名を受注者に通知しなければならない。監 督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるも

のおよびこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者もしく は受注者の現場代理人に対する指示もしく は承諾または受注者もしくは受注者の現場 代理人との協議
- (2) 工事の施工のための設計図書に基づく詳細図等の作成および交付または受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査または工事材料の試験もしくは検査(確認を含む。第13条において同じ。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項 の権限を分担させたときにあってはそれぞれ の監督職員の有する権限の内容を、監督職員に この約款に基づく発注者の権限の一部を委任 したときにあっては当該委任した権限の内容 を受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による監督職員の指示または 承諾は、原則として、書面により行わなければ ならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この約款 に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾 および解除については、設計図書に別段の定め があるものを除き、当該職員を経由して行うも のとする。この場合においては、その旨を記載 した書面が当該職員に到達した日をもって発 注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この条 およびこの約款の他の条項に定める監督職員 の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人および主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事 現場に配置し、設計図書に定めるところにより、 その氏名その他必要な事項を発注者に通知し なければならない。これらの者を変更したとき も同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)または監理技術者

(同条第2項に規定する監理技術者をいう。 以下同じ。)。ただし、同条第3項に規定する 工事に該当する場合に配置しなければなら ない主任技術者または監理技術者は、専任の 者(同条第4項に規定する工事の場合に配置 しなければならない監理技術者にあっては、 監理技術者資格者証の交付を受けた者に限 る。)としなければならない。

- (3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項 ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)
- (4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営 および取締りを行うほか、現場代理人が契約の 履行に関し契約に基づく受注者の権限を行使 した場合においては、請負代金額の変更、請負 代金の請求および受領、第12条第1項の規定 による請求の受理、同条第3項の規定による決 定および通知ならびに契約の解除に係る権限 を受注者が行使した場合を除き、受注者が権限 を行使したものとみなす。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、契約 に基づく権限のうち現場代理人に委任せず自 ら行使しようとするものがあるときは、あらか じめ、当該権限の内容を発注者に通知しなけれ ばならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐または主任技術者をいう。以下同じ。) および専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行に係る計画、状況等について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等または専門技術者と兼任する現場

代理人にあっては、それらの者の職務を含む。) の執行につき著しく不適当と認めるときは、受 注者に対して、その理由を明示して、必要な措 置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者または監督職員は、監理技術者等また は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任 する者を除く。) その他受注者が工事を施工す るために使用している下請負人、労働者等で工 事の施工または管理につき著しく不適当と認 めるものがあるときは、受注者に対して、その 理由を明示して、必要な措置をとるべきことを 請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があった ときは、当該請求に係る事項について必要な措 置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、 その結果を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき 著しく不適当と認めるときは、発注者に対して、 その理由を明示して、必要な措置をとるべきこ とを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質および検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書 に定めるところによる。ただし、設計図書にそ の品質が明示されていない場合にあっては、中 等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査 を受けて使用すべきものと指定された工事材 料については、検査に合格したものを使用しな ければならない。この場合において、当該検査 に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料 (次項の工事材料を除く。)を監督職員の承諾 を受けないで工事現場外に搬出してはならな い。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項 の検査の結果不合格と決定された工事材料に ついては、当該決定を受けた日から7日以内に

工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会いおよび工事記録の整備等) 第14条 受注者は、設計図書において監督職員 の立会いの上調合し、または調合について見本 検査を受けるものと指定された工事材料につ いては、立会いを受けて調合し、または見本検

2 受注者は、設計図書において監督職員の立会 いの上施工するものと指定された工事につい ては、立会いを受けて施工しなければならない。

査に合格したものを使用しなければならない。

- 3 受注者は、前2項に規定するもののほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本または工事写真等の記録(以下この条において「見本等」という。)を整備すべきものと指定した工事材料の調合または工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督職員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項の立会いもしくは見本検査または第2項の立会い(次項において「立会い等」という。)を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に応じないため、工事の工程に支障を来すおそれがあるときは、受注者は、当該職員に通知した上、立会い等を受けることなく、工事材料を調合して使用し、または工事を施工することができる。この場合において、受注者は、工事材料の調合または工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督職員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項または前項の場合において、 見本検査または見本等の整備に直接要する費 用は、受注者の負担とする。

(支給材料および貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料 (以下「支給材料」という。) および貸与する 建設機械器具(以下「貸与品」という。) の品 名、数量、品質、規格または性能、引渡場所お よび引渡時期は、設計図書に定めるところによ る。

- 2 監督職員は、支給材料または貸与品の引渡し に当たっては、受注者の立会いの上、発注者の 負担において、当該支給材料または貸与品を検 査しなければならない。この場合において、受 注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品 質もしくは規格もしくは性能が設計図書の定 めと異なると認めたとき、またはその使用が適 当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注 者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを 受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発 注者に受領書または借用書を提出しなければな らない。
- 4 受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを 受けた後、当該支給材料または貸与品に種類、 品質または数量に関しこの契約の内容に適合 しないこと(第2項の検査により発見すること が困難であったものに限る。)などがあり、そ の使用が適当でないと認めたときは、その旨を 直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段または前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該通知を受けた支給材料もしくは貸与品に代えて他の支給材料もしくは貸与品を引き渡し、または支給材料もしくは貸与品の品名、数量、品質もしくは規格もしくは性能を変更しなければならない。この場合において、発注者は、当該通知にかかわらず、他の支給材料もしくは貸与品の品名等の変更を行わずに、その理由を明示して、当該通知を受けた支給材料もしくは貸与品を使用すべきことを受注者に請求することができる。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、受注者にその旨を通知して、支給材料または貸与品の品名、数量、品質もしくは規格もしくは性能、引渡場所または引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期または請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料および貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、 工事の完成、設計図書の変更等によって不要と なった支給材料または貸与品を発注者に返還 しなければならない。
- 10 受注者は、故意または過失により支給材料 または貸与品が滅失し、もしくは毀損し、また はその返還が不可能となったときは、発注者の 指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に 復して返還し、または返還に代えてその損害を 賠償しなければならない。
- 1 1 受注者は、支給材料または貸与品の使用方 法が設計図書に明示されていないときは、監督 職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他工事の施工 上必要な用地で設計図書において定めるもの (以下「工事用地等」という。)を受注者が工 事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定 めがあるときは、その定められた日)までに確 保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事 用地等が不用となった場合において、工事用地 等に受注者が所有または管理する工事材料、建 設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の 所有または管理するこれらの物件を含む。以下 この条および第54条第6項において同じ。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去する とともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、 発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項の規定による受注者のとるべき措置 の期限、方法等については、発注者が受注者の

意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査 等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、請求に従わなければならない。この場合において、発注者は、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとき、または必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項または 第14条第1項から第3項までの規定に違反 した場合において、必要があると認めるときは、 工事の施工部分を破壊して検査することがで きる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査および復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の 各号のいずれかに該当する事実を発見したと きは、その旨を直ちに監督職員に通知し、当該 事実の確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書または現場説明 に対する質問回答書の指示する内容が一致 しないこと(これらの優先順位が定められて いる場合を除く。)。
 - (2) 設計図書に誤びゅうまたは脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場の状況が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について、工事の施工に支障があり、かつ、予

- 期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、または自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、これを受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は、第2項に規定する調査により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。ただし、第1項第4号または第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、受注者と協議しなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定により設計図書の訂正 または変更を行う場合には、受注者にその内容 を通知して、これを行うものとする。この場合 において、必要があると認められるときは工期 または請負代金額を変更し、受注者に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条に規定するもののほか、 必要があると認めるときは、設計図書の変更の 内容を受注者に通知して、これを変更すること ができる。この場合において、発注者は、必要 があると認めるときは工期または請負代金額 を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要 な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができないこと等のため、または暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的もしくは人為的な事象(以下「天災等」と

いう。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事材料、工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事を中止する旨およびその内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部または一部の施工を中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事を中止する旨およびその内容を受注者に通知して、工事の全部または一部の施工を中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を中止させた場合において、必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、受注者が工事の再開に備え工事現場を維持し、もしくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の中止に伴う増加費用を必要とし、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延長または短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定 に基づく関連工事の調整への協力その他受注 者の責めに帰すことができない事由により工 期内に工事を完成することができないときは、 その理由を明示して、発注者に工期の延長を請 求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、 工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要がある と認めるときは請負代金額を変更し、受注者に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな ければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条 この約款の規定による変更後の工期 については、発注者と受注者とが協議して定め る。ただし、協議開始の日から14日以内に協 議が整わない場合には、発注者が定め、受注者 に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、工期の変更事由が生じた日(当該変更が発注者または受注者の請求または通知による場合にあっては、その請求または通知が相手方に到達した日)から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条 この約款の規定による変更後の請負 代金額については、次条の規定によるほか、発 注者と受注者とが協議して定める。ただし、協 議開始の日から14日以内に協議が整わない 場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日(当該変更が発注者または受注者の請求または通知による場合にあっては、その請求または通知が相手方に到達した日)から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を 必要とし、または損害を受けた場合に発注者が 負担する費用の額については、発注者と受注者 とが協議して定める。

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の 変更)

- 第25条 発注者または受注者は、工期内で契約 の締結の日から12月を経過した日後に日本 国内における賃金水準または物価水準の変動 により請負代金額が不適当となったと認める ときは、相手方に対して請負代金額の変更を請 求することができる。
- 2 発注者または受注者は、特別の要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認めるときは、前項または次項の規定によるほか、相手方に対して請負代金額の変更を請求することできる。
- 3 発注者または受注者は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 4 発注者または受注者は、第1項の規定による 請求があったときは、変動前残工事代金額(請 負代金額から当該請求時の出来形部分に対応 する請負代金額を控除した額をいう。以下この 条において同じ。)と変動後残工事代金額(変 動後の賃金または物価を基礎として算出した 変動前残工事代金額に対応する額をいう。以下 この条において同じ。)との差額のうち変動前 残工事代金額の1,000分の15を超える額 につき、請負代金額の変更に応じなければなら ない。
- 5 前項の変動前残工事代金額および変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 第2項および第3項の場合において、変更後の請負代金額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第5項および前項の協議開始の日について は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注

- 者に通知するものとする。ただし、発注者が、 第1項から第3項までの規定による請求を行った日または当該請求を受けた日から7日以 内に、協議開始の日を通知しない場合には、受 注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知す ることができる。
- 8 第1項から第3項までの規定による請求は、 この条の規定により請負代金額の変更を行っ た後再度行うことができる。この場合において は、第1項中「契約の締結の日」とあるのは、 「直前の請負代金額の変更の基準とした日」と する。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、当該措置の 内容を監督職員に直ちに通知しなければなら ない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特 に必要があると認めるときは、受注者に対して 臨機の措置をとることを請求することができ る。
- 4 受注者が第1項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物または工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項もしくは第2項または第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を 及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しな ければならない。ただし、その損害(第58条 第1項の規定により付された保険等によりて ん補された部分を除く。以下この条において同 じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由によ り生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い 通常避けることができない騒音、振動、地盤沈 下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害 を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担し なければならない。ただし、その損害のうち工 事の施工につき受注者が善良な管理者の注意 義務を怠ったことにより生じたものについて は、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第 三者との間に紛争を生じた場合においては、発 注者および受注者は、協力してその処理および 解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物または工事現場に搬入済みの工事材料もしくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該請求に係る損害の額(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものおよび第58条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除き、工事目的物等であ

- って第13条第2項、第14条第1項もしくは 第2項または第37条第3項の規定による検 査、立会いその他受注者の工事に関する記録等 により確認することができるものに係る額に 限る。以下この条において「損害の額」という。) および損害を受けた工事目的物等の取片付け に要する費用の額の合計額(以下この条にお いて「損害合計額」という。)のうち請負代金 額の100分の1を超える額を負担しなけれ ばならない。ただし、災害応急対策または災 害復旧に関する工事に おける損害について は、発注者が損害合計額を負担するものとす る。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、 それぞれ当該各号に定めるところにより算定 する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた 工事目的物に係る請負代金額とし、残存価値 がある場合にはその評価額を差し引いた額 とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工 事材料に係る請負代金額で通常妥当と認め られるものとし、残存価値がある場合にはそ の評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物または建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物または建設機械器具の 償却費の額で工事で償却する額として通常 妥当と認められるものから損害を受けた時 点における工事目的物の評価額に対応する 償却費の額を差し引いた額とする。ただし、 修繕によりその機能を回復することができ、 かつ、修繕費の額が当該差し引いた額に満た ないものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が 累積した場合における第2次以降の不可抗力 による損害合計額の負担については、第4項中 「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害 の額の累計」と、「損害を受けた工事目的物等 の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損 害を受けた工事目的物等の取片付けに要する 費用の額の累計」と、「請負代金額の100分 の1を超える額」とあるのは「請負代金額の1 00分の1を超える額から既に負担した額を 差し引いた額」と、「損害合計額を」とある のは「損害合計額から既に負担した額を差し

引いた額を」として同項の規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更) 第30条 発注者は、第8条、第15条第7項、 第17条第1項、第18条第5項、第19条、 第20条第3項、第21条第2項、第22条第 2項、第25条第1項から第3項までもしくは 第8項、第26条第4項、第27条、前条第3 項、第4項もしくは第6項または第33条第3 項の規定により請負代金額を変更すべき場合 または費用を負担すべき場合において、特別の 理由があるときは、変更すべき額または負担す べき額の全部または一部に代えて設計図書を 変更することができる。この場合において、設 計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議 して定める。ただし、協議開始の日から14日 以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、 受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、請負代金額を増額すべき事由または費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査および引渡し)

- 第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査または復旧に直接 要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査により工事の完成を 確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申 し出たときは、直ちにその引渡しを受けなけれ ばならない。
- 5 発注者は、受注者が前項に規定する申出を行

- わないときは、工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しない ときは、直ちに修補して再度発注者の検査を受 けなければならない。この場合においては、修 補の完了を工事の完成とみなして前5項の規 定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後 段の規定により適用される場合を含む。第3項 において同じ。)の検査に合格したときは、請 負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったと きは、請求を受けた日から40日以内に、請負 代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前 条第2項に規定する期間内に検査をしないと きは、その期間を経過した日から検査をした日 までの期間の日数(以下この項において「遅延 日数」という。)は、前項に規定する期間(以 下この項において「約定期間」という。)の日 数に含まれるものとする。この場合において、 その遅延日数が約定期間の日数を超えるとき は、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を 超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項または第5 項の規定による引渡し前においても、受注者の 承諾を得て、工事目的物の全部または一部を使 用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定に基づき、工事目的物の全部または一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払および中間前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工

事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったと きは、請求を受けた日から14日以内に、前払 金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、保証事業会社と第1項の規定に基づく前払金に追加して支払う前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第37条および第41条の規定に基づく部分払を請求した後においては、中間前払金の支払いを請求することができない。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求 しようとするときは、あらかじめ、発注者また は発注者の指定する者の中間前払金に係る認 定を受けなければならない。この場合において、 発注者または発注者の指定する者は、受注者の 請求があったときは、直ちに認定を行い、当該 認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(第3項の規定により中間前払金を力算した金額。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(第3項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。)の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が減額された場合においては、受 領済みの前払金額が減額後の請負代金額の1 0分の5(第3項の規定により中間前払金の支

払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を発注者に返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条または第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 第6項および前項の超過額が相当の額に達し、前払金の使用状況からみて返還することが著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内 に超過額を返還しなかったときは、その返還さ れない額につき、同項に規定する期間を経過し た日から返還する日までの期間の日数に応じ、 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24年法律第256号)第8条の規定により決 定された率の割合で計算した額の遅延利息の 支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受 領済みの前払金に追加してさらに前払金の支 払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契 約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託 しなければならない。
- 2 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の 変更が行われた場合には、発注者に代わりその 旨を保証事業会社に直ちに通知するものとす る。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、工事の材料費、労務費、機 械器具の賃借料、機械購入費(工事において償 却される割合に相当する額に限る。)、動力費、 支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保 険料および保証料に相当する額として必要な 経費以外の支払いに前払金を充当してはなら ない。ただし、前払金の100分の25を超え る額および中間前払金を除き、この工事の現場 管理費および一般管理費等のうちこの工事の 施工に要する費用に係る支払いに充当するこ とができる。

(部分払)

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分および工事現場、製造工場等にある工事材料(第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に係る請負代金額(以下「請負代金相当額」という。)の10分の9以内の額について、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えない回数の部分払を請求することができる。ただし、発注者が特に必要と認めた工事については、この限りでない。
 - (1) 請負代金額が100万円以上500万円 未満の場合 1回
 - (2) 請負代金額が500万円以上1,000万 円未満の場合 2回
 - (3) 請負代金額が1,000万円以上5,000万円未満の場合 3回
 - (4) 請負代金額が5,000万円以上1億円未 満の場合 4回
 - (5) 請負代金額が1億円以上の場合 5回
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、 あらかじめ、当該請求に係る出来形部分または 工事現場、製造工場等にある工事材料の確認を 発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより同項の確認をするための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査または復旧に直接 要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の検査により発注者の確認 を受けたときは、部分払を請求することができ る。この場合において、発注者は、請求を受け た日から14日以内に、部分払をしなければな らない
- 6 前項の部分払の額は、次の式により算定する。 部分払の額≦請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)
- 7 前項の請負代金相当額は、発注者と受注者と が協議して定める。ただし、発注者が第5項の 規定による請求を受けた日から10日以内に 協議が整わない場合には、発注者が定め、受注 者に通知する。
- 8 発注者が第5項の規定により部分払をした 後、受注者が再度部分払の請求をする場合にお いては、第6項および前項の規定中「請負代金 相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に 部分払の対象となった請負代金相当額を控除 した額」として第2項から第6項までの規定を 適用する。

(部分引渡し)

第38条 第31条および第32条の規定は、工事目的物について、設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを発注者が指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、工事が完了した指定部分の引渡しについて準用する。この場合において、第31条第1項、第2項、第4項および第6項の規定中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第2項、第4項および第5項の規定中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項および第32条第1項および第2項の規定中「請負代金」とあるのは「指定部分の引渡しに係る請負代金」と

と読み替える。

2 前項において準用する第32条第1項の規 定により請求することができる指定部分の引 渡しに係る請負代金額は、次の式により算定す る。

指定部分の引渡しに係る請負代金額=指定部分に係る請負代金額×(1-前払金額/請負代金額)

3 前項の指定部分に係る請負代金額は、発注者 と受注者とが協議して定める。ただし、発注者 が第1項において準用する第32条第1項の 請求を受けた日から14日以内に協議が整わ ない場合には、発注者が定め、受注者に通知す る。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各 会計年度における請負代金の支払いの限度額 (以下「支払限度額」という。)は、次のとお りとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高 予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	Щ

3 発注者は、予算上の都合その他の必要がある ときは、第1項の支払限度額および前項の出来 高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払および中間 前金払の特則)

第40条 第34条および第35条の規定は、債務負担行為に係る契約の前金払および中間前金払について準用する。この場合において、第34条中「工事完成の時期」とあるのは「工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条および第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項に規定する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたと

- きは、当該超えた額を控除した額)」と読み替える。ただし、契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金および中間前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について は前払金および中間前払金を支払わない旨が 設計図書に定められているときは、同項の規定 による読替え後の第34条第1項および第3 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年 度について前払金および中間前払金の支払い を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会 計年度分の前払金および中間前払金を含めて 支払う旨が設計図書に定められているときは、 同項の規定による読替え後の第34条第1項 の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度 に、翌会計年度に支払うべき前払金相当額およ び中間前払金相当額(円以内)を含めて前払 金および中間前払金の支払いを請求すること ができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金および中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に代わり保証事業会社に前項の請負代金相当額が同項の出来高予定額に達するまで前払金および中間前払金の保証期限を延長することを求め、その旨を通知するものとする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に、当該超えた額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分

払の支払いを請求することはできない。

2 前条第1項、第3項または第4項の規定により、前払金および中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項および第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×9/10 一前会計年度までの支払金額一(請負代金相当 額一前会計年度までの出来高予定額)×(当該 会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払 金額)/当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

牛度	旦
年度	口
年度	口

(第三者による代理受領)

- 第42条 受注者は、発注者の承諾を得て、請負 代金の全部または一部の受領につき、第三者を 代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者 を代理人とした場合において、受注者の提出す る支払請求書に当該第三者が受注者の代理人 である旨明記されているときは、当該第三者に 対して第32条(第38条第1項において準用 する場合を含む。)または第37条の規定に基 づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止) 第43条 受注者は、発注者が第34条、第37 条または第38条第1項において準用する第 32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の 期間を定めてその支払いを請求したにもかか わらず支払いをしないときは、工事の全部また は一部の施工を中止することができる。この場 合において、受注者は、その理由を明示して、 直ちにその旨を発注者に通知しなければなら ない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の 施工を中止した場合において、必要があると認 めるときは工期または請負代金額を変更し、受 注者が工事の再開に備え工事現場を維持し、も しくは労働者、建設機械器具等を保持するため の費用その他の工事の施工の中止に伴う増加 費用を必要とし、または受注者に損害を及ぼし たときは、必要な費用を負担しなければならな い。

(契約不適合責任)

- 第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が 種類または品質に関して契約の内容に適合し ないもの(以下「契約不適合」という。)であ るときは、受注者に対し、目的物の修補または 代替物の引渡しによる履行の追完を請求する ことができる。ただし、その履行の追完に過分 の費用を要するときは、発注者は履行の追完を 請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不 相当な負担を課すものでないときは、発注者が 請求した方法と異なる方法による履行の追完 をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの 項の規定による催告をしても履行の追完を 受ける見込みがないことが明らかであると き。

(発注者の任意解除権)

- 第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、 次条、第47条または第48条の規定によるほ か、必要があるときは、この契約を解除するこ とができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたと

きは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれ かに該当するときは相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないとき はこの契約を解除することができる。ただし、 その期間を経過した時における債務の不履行 がこの契約および取引上の社会通念に照らし て軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、または虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を 過ぎても工事に着手しないとき。
 - (3) 工期内に工事が完成しないときまたは工 期経過後相当の期間内に工事を完成させる 見込みがないと認められるとき。
 - (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を配置 しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の 追完がなされないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれ かに該当するときは、直ちにこの契約を解除す ることができる。
 - (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金 債権を譲渡したとき。
 - (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
 - (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合ある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務 の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (6) 受注者の責務の一部の履行が不能である 場合または受注者がその債務の一部の履行

- を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的 を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその 債務の履行をせず、発注者が前条の催告をし ても契約をした目的を達するのに足りる履 行がされる見込みがないことが明らかであ るとき。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)または暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第51条または第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (II) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、 その構成員のいずれかの者。以下この号にお いて同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している個人または団体を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している個人または団体をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団または暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の 不正の利益を図る目的または第三者に損 害を加える目的をもって、暴力団または暴 力団員を利用するなどしていると認めら れるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対し て資金等を供給し、便宜を供与し、その他 直接的もしくは積極的に暴力団の維持も しくは運営に協力し、または関与している

と認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会 的に非難されるべき関係を有していると 認められるとき。
- カ 下請契約、資材または原材料の購入契約 その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が当該契約を解除しなかったとき。
- 第48条 発注者は、受注者がこの契約に関して、 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに この契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会から受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令が行われない場合にあっては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
 - (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6もしくは第198条または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第46条各号、第47条各号または前 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべ き事由によるものであるときは、発注者は、前 3条の規定による契約の解除をすることがで きない。 (発注者の損害賠償請求等)

- 第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれ かに該当するときは、これによって生じた損害 の賠償を請求することができる。
 - (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第46条、第47条または第48条の規定 により、工事目的物の完成後に契約が解除さ れたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に 従った履行をしないときまたは債務の履行 が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項 の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10分の1に相当する額を違約金として発注 者の指定する期間内に支払わなければならな い。
 - (1) 第46条、第47条または第48条の規定 により工事目的物の完成前にこの契約が解 除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務 の履行を拒否し、または受注者の責めに帰す べき事由によって受注者の債務について履 行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した 場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成16年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管 財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定により選任された再 生債務者等
- 4 第1項各号または第2項各号に定める場合 (前項の規定により第2項第2号に該当する 場合とみなされる場合を除く。)がこの契約お よび取引上の社会通念に照らして受注者の責 めに帰することができない事由によるもので あるときは、第1項および第2項の規定は適用

しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から指定部分として引渡しを受けた部分に係る請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、福井県財務規則第180条に規定する割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第47条第9号および第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者が契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当 するときは、直ちに契約を解除することができ る。
 - (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条第1項または第2項の規定による工事の施工の中止の期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは6月)を超えたとき。ただし、当該中止が工事の一部のみの場合は、その中止した一部を除いた部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の 解除の制限)

第53条 第51条または前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第54条 発注者は、契約が工事の完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分および部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に係る請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査または復旧に直接 要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条(第40条 第1項において準用する場合を含む。)の規定 による前払金または中間前払金があったとき は、当該前払金または中間前払金の額(第37 条および第41条の規定による部分払をして いるときは、その部分払において償却した前払 金または中間前払金の額を控除した額)を、第 57条第1項の規定により受注者が賠償金を 支払わなければならない場合にあっては当該 賠償金の額を、それぞれ第1項の出来形部分に 係る請負代金額から控除する。この場合におい て、当該前払金または中間前払金の額になお余 剰があるときは、受注者は、契約の解除が第4 6条、第47条、第48条または第50条第 3項の規定によるときにあってはその余剰額 に前払金または中間前払金の支払いの日から 返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅 延防止等に関する法律(昭和24年法律第25 6号)第8条の規定により決定された率の割合 で計算した額の利息を付した額を、契約の解除 が第45条第1項第51条または第52条 の規定によるときにあってはその余剰額を発 注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が、受注者の故意もしくは過失により減失し、もしくは毀損したとき、または当該出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、発注者の指定する期間内に代品を納

- め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合において、 貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返 還しなければならない。この場合において、当 該貸与品が受注者の故意または過失により滅 失し、または毀損したときは、発注者の指定す る期間内に代品を納め、もしくは原状に復して 返還し、または返還に代えてその損害を賠償し なければならない。
- 6 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有しまたは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない
- 8 第4項前段および第5項前段の規定による 受注者のとるべき措置の期限、方法等について は、契約の解除が第46条、第47条、第48 条または第50条第3項の規定によるときは 発注者が定め、第45条第1項の規定によると きは発注者が受注者の意見を聴いて定め、第5 1条または第52条の規定によるときは受注 者が発注者の意見を聴いて定める。
- 9 第4項後段、第5項後段および第6項の規定 による受注者のとるべき措置の期限、方法等に ついては、発注者が受注者の意見を聴いて定め る
- 10 工事の完成後に契約が解除された場合は、 解除に伴い生じる事項の処理については発注 者および受注者が民法の規定に従って協議し て決める。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約および取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第51条または第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が 不能であるとき。
- 2 第32条第2項(第38条第1項において準 用する場合を含む。)の規定による請負代金額 の支払いが遅れた場合においては、受注者は、 当該支払いの遅れた額につき、遅延日数に応じ、 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24年法律第256号)第8条の規定により決 定された率の割合で計算した額の遅延利息の 支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に 関し、第31条第4項または第5項(第38条 第1項においてこれらの規定を準用する場合 を含む。)の規定による引渡し(以下この条に おいて単に「引渡し」という。)を受けた日か ら2年以内でなければ、契約不適合を理由とし た履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の 減額の請求または契約の解除(以下この条にお いて「請求等」という。)をすることができな い。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の 契約不適合については、引渡しの時、発注者が 検査して直ちにその履行の追完を請求しなけ れば、受注者は、その責任を負わない。ただし、 当該検査において一般的な注意の下で発見で きなかった契約不適合については、引渡しを受 けた日から1年が経過する日まで請求等をす ることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項または第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項および第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項の規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項または第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意 または重過失により生じたものであるときに は適用せず、契約不適合に関する受注者の責任 については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合 責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不 適合があることを知ったときは、第1項の規定 にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知し なければ、当該契約不適合に関する請求等をす ることはできない。ただし、受注者がその契約 不適合があることを知っていたときは、この限 りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が 支給材料の性質または発注者もしくは監督職 員の指示により生じたものであるときは、発注 者は当該契約不適合を理由として、請求等をす ることができない。ただし、受注者が当該材料 または指示が不適当であることを知りながら これを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

- 第57条 受注者は、第48条各号のいずれかに該当するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
 - (1) 第48条第1号に該当する場合であって、 排除措置命令または納付命令の対象となる 行為が、不公正な取引方法(昭和57年公正 取引委員会告示第15号)第6項に該当する とき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。
- 2 受注者は、第48条第2号に該当し、かつ、 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者 が契約を解除するか否かを問わず、賠償金とし て、前項に規定する額のほか、この契約による 請負代金額の100分の5に相当する額を、発 注者の指定する期間内に支払わなければなら ない。工事が完成した後も同様とする。
 - (1) 第48条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があるとき。
 - (2) 第48条第2号に規定する刑に係る確定 判決において、受注者が違反行為の首謀者で あることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に福井県立大学工事入札 心得第10の規定に抵触する行為を行って いない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項に規定する違約金を発注者 の指定する期間内に支払わないときは、受注者 は、当該違約金の額につき年3パーセントの割 合で、当該期間を経過した日から支払いをする 日までの日数に応じ計算した額の遅延利息を 発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項および第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 5 前各項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、 当該共同企業体の構成員であったすべての者

に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して前各項の額を発注者に支払わなければならない。

(火災保険等)

- 第58条 受注者は、工事目的物、工事材料等(支給材料を含む。以下この条において同じ。)に設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)を付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定に基づき保険契約を締結したときは、当該保険証券(これに代わるものを含む。)を直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物、工事材料等に第1項 の規定による保険以外の保険を付したときは、 直ちにその旨を発注者に通知しなければなら ない。

(あっせんまたは調停)

- 第59条 この約款の各条項において発注者と 受注者とが協議して定めることとされるもの につき協議が整わなかったときに発注者が定 めたものに受注者が不服がある場合その他こ の契約に関して発注者と受注者との間に紛争 を生じた場合には、発注者および受注者は、建 設業法第25条第3項の規定に基づく福井県 建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。) のあっせんまたは調停によりその解決を図る ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務 の執行に関する紛争、監理技術者等または専門 技術者その他受注者が工事を施工するために 使用している下請負人、労働者等の工事の施工 または管理に関する紛争および監督職員の職 務の執行に関する紛争については、第12条第 3項の規定により受注者が決定を行った後も しくは同条第5項の規定により発注者が決定 を行った後、または発注者もしくは受注者が決定 を行わずに同条第3項もしくは第5項の期 間が経過した後でなければ、発注者および受注 者は、前項のあっせんまたは調停を請求するこ とができない。

(仲裁)

第60条 発注者および受注者は、その一方また は双方が前条第1項の審査会のあっせんまた は調停により紛争を解決する見込みがないと 認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁 合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その判 断に服する。

(補則)

第61条 この約款に定めのない事項について は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して 定める。